

京都市教育委員会訓令甲第1号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会職員証発行規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

令達先を次のように改める。

事務局

学校

幼稚園

教育機関

第1条各号列記以外の部分中「京都市教育委員会は」の右に「，教育長のほか」を加え，「第4号」を「第3号」に改め，同条中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とし，同条第4号中「の事務員（京都市職員給与条例の適用を受ける者に限る。）」，「養護職員，」を「に勤務する」に改め，同号を同条第3号とし，同条第5号を同条第4号とする。

第1号様式（裏面）及び第2号様式（裏面）中「平成」を削る。

附 則

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部総務課）